

玉掛け技能講習について

(労働安全衛生法 第61条、同法施行令 第20条第16号)

クレーンや移動式クレーンを用いて荷役運搬する際に行う荷掛け、荷はずしの作業のことを玉掛けといいます。重量物の玉掛け作業に起因して労働災害も多く発生しており、玉掛け作業者が明確な合図のもとに、適切な玉掛けを行うことが重要です。玉掛けの方法や合図の方法、玉掛けの選定や使用方法等について学びます。

【受講資格】

満18歳以上

【講習内容】

区 分	講 習 科 目	講習時間
学 科	クレーン等に関する知識	1時間
	クレーン等の玉掛けの方法	7時間
	玉掛けに必要な力学に関する知識	3時間
	関係法令	1時間
	修了試験	1時間
実 技	クレーンの玉掛け・クレーンの運転のための合図	7時間
	修了試験	1時間

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義及び修了試験(日本語(漢字含む))となります。

【修了証】

全ての講習を受講し、修了試験に合格すると、修了証を交付いたします。

【講習の一部免除】

次の資格を有する方は受講申込時に免除申請をすれば、受講科目の一部が免除されます。
(申込時に資格の写しの提出が必要です)

一 部 免 除 対 象 者	受 講 免 除 科 目
① クレーン・デリック運転士免許、クレーン運転士免許、デリック運転士免許、又は揚貨装置運転士免許を受けた者	・運転に必要な力学に関する知識
② 床上操作式クレーン運転技能講習、又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	